

令和 5 年 3 月 29 日
富士山火山防災対策協議会

避難促進施設（避難確保計画の作成）に関する取組について
協議会統一基準

■目的

避難促進施設は、活動火山対策特別措置法（以下「活火山法」という。）第 6 条第 1 項第 5 号により、各市町村が地域防災計画に定めるものであるが、富士山として統一的に進め、円滑な避難体制を確立するため協議会にて統一基準を定めることとする。

■避難促進施設の位置（範囲）

活火山法第 6 条第 1 項第 5 号に「火山現象発生時に施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものに限る」とされていることから、対象位置（範囲）は、富士山火山避難基本計画における避難対象エリアの図（図 1）及び富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書における融雪型火山泥流ドリルマップの重ね合わせ図（危険度区分）（図 2）を引用し、その「影響想定範囲」とする。

なお、富士山ハザードマップの改定により、想定火口範囲が拡大され、第 2 次避難対象エリアの一部が居住地域にかかることとなったため、施設の位置のみならず、その利用形態や市町村地域防災計画とは別の警戒避難体制を定める必要性についても「集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き（第 4 版）（令和 4 年 3 月内閣府（防災担当））（以下「手引き」という。）」や「富士山火山避難基本計画」を参考に判断する必要がある。

■協議会統一基準

1 対象施設

活動火山対策特別措置法施行令第 1 条第 1 項及び第 2 項に該当する施設のうち、以下に掲げる施設とする。

(1) 第 1 次避難対象エリアに存する全ての施設

理由：第 1 次避難対象エリアは想定火口範囲であり、噴火前に避難を行うこととなることから、噴火が発生する恐れがある場合には施設利用者等に対して、迅速かつ的確な情報伝達や避難誘導等が必要であるため、手引きにおける火口近くに位置する施設として、全ての施設を対象とすべきと考えた。

(2) 第 2 次避難対象エリア及び融雪型火山泥流による影響想定範囲（事前の避難が必要な区域に限る）のうち情報伝達や避難誘導を個別に実施する必要があると考えられる施設（第 1 項のうち大規模な集客施設※、第 2 項第 2 号から第 5 号及び第 7 号のうち入院（入所）施設を有する施設）

理由：第 2 次避難対象エリアなどは、一部が居住地域にかかっており、立地条件のみで指定することは困難である。

このため、市町村地域防災計画で定める警戒避難体制では避難誘導が困難な施設を対象とする。

特に医療施設や社会福祉施設（以下「社会福祉施設等」という。）のうち入院、入所施設を有する場合、施設ごとに避難完了までの時間が異なることから、個別の計画作成が必要と考えられる。

また、観光客を対象とした施設や大規模な集客施設※にあつては、防災無線での情報伝達が困難である場合も想定されること、避難にあたり混乱が生じることのないようにする必要があるため、円滑かつ迅速な避難体制を確立しておく必要があると考えた。

- (3) 第3次避難対象エリアに存する施設（第2項第2号から第5号及び第7号のうち入院（入所）施設を有する施設）

理由：社会福祉施設等のうち入院、入所施設を有する場合、施設ごとに避難完了までの時間が異なることから、富士山火山避難基本計画において第3次避難対象エリア（溶岩流が3時間以内に到達する範囲）より内側に位置する社会福祉施設等を避難促進施設への指定を検討することとされていることから、当該施設を対象とすべきと考えた。

- (4) 第2次避難対象エリアから第4次避難対象エリアまでに存する施設（第2項第1号及び第6号に該当する施設）

理由：第4次避難対象エリアは溶岩流が24時間以内に到達する範囲であることから、噴火後に必要な範囲において避難を行うことを原則とするが、噴火が発生した場合、各施設の管理者は円滑な避難又は引き渡しを実施するために避難確保計画を作成する必要があると考えられるため、当該施設を対象とすべきと考えた。

※ 大規模な集客施設とは消防法施行令第4条の2の2第1項に規定される施設の規模（収容人員が300人以上のもの）を参考とする

2 その他

この統一基準は、協議会の考え方を示したものであり、対象施設の範囲及び種別のさらなる拡大については、各市町村が実情を考慮し定めることができる。

また、参考として避難対象エリアごとに避難促進施設へ指定する施設の例を別表にまとめる。

(別表) 避難対象エリア別の避難促進施設に指定すべき対象施設

避難対象エリア	対象となる施設	施設の例
第 1 次避難対象エリア	・ 施行令第 1 条第 1 項に該当する全ての施設 ・ 施行令第 1 条第 2 項に該当する全ての施設	宿泊施設、観光施設など 学校・児童関連施設、社会福祉施設、 医療施設など
第 2 次避難対象エリア 及び 融雪型火山泥流による 影響想定範囲のうち事 前の避難が必要な区域	・ 施行令第 1 条第 1 項のうち大規模な集客施設※ ・ 施行令第 1 条第 2 項第 2 号から第 5 号及び第 7 号のうち入院、入所施設を有する施設 ・ 施行令第 1 条第 2 項第 1 号及び第 6 号に該当する施設	宿泊施設、観光施設など 社会福祉施設、医療施設など 学校・児童関連施設
第 3 次避難対象エリア	・ 施行令第 1 条第 2 項第 2 号から第 5 号及び第 7 号のうち入院、入所施設を有する施設 ・ 施行令第 1 条第 2 項第 1 号及び第 6 号に該当する施設	社会福祉施設、医療施設など 学校・児童関連施設
第 4 次避難対象エリア	・ 施行令第 1 条第 2 項第 1 号及び第 6 号に該当する施設	学校・児童関連施設

※ 大規模な集客施設とは消防法施行令第 4 条の 2 の 2 第 1 項に規定される施設の規模（収容人員が 300 人以上のもの）を参考とする

＜参考資料＞

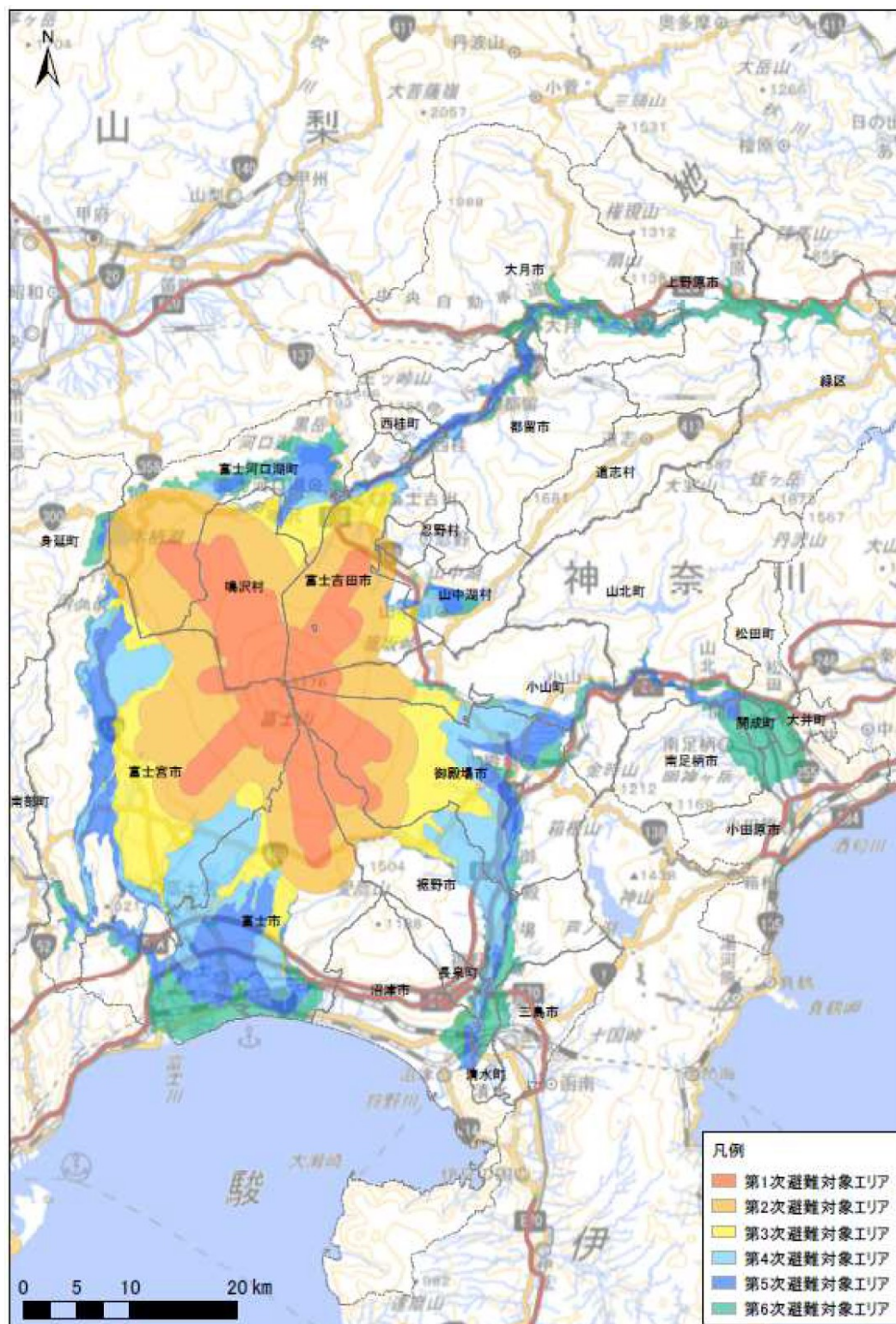


図1 溶岩流等の影響想定範囲と避難対象エリア
(富士山火山避難基本計画 (R5.3月) より抜粋)

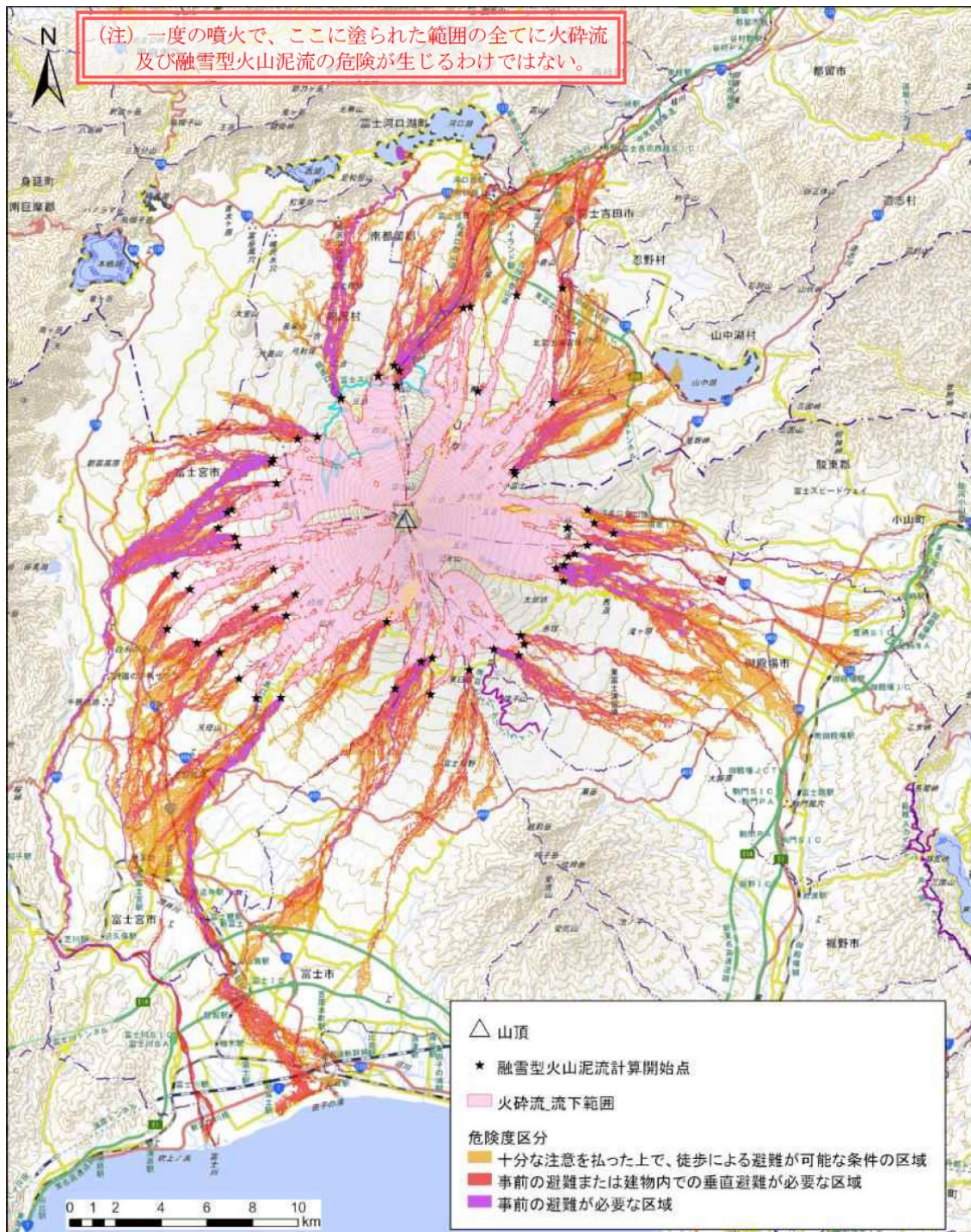


図2 融雪型火山泥流ドリルマップの重ね合わせ図（危険度区分）
 （富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書（R3.3月）より抜粋）